

入管法改悪案は人権侵害です

入管法改悪案が政府から出されました。

無制限・長期収容がそのままとなるだけでなく、難民申請の回数を制限することで強制送還しやすくなることも、命の保護と真逆の方向です。入管の判断だけで、難民を拘束し長期収容できる入管の仕組みには、人権を守る視点が全くありません。収容所の環境も劣悪です。

日本の難民認定率の低さも国際的に重大な問題となっています。国連から改善勧告が出ています。幼い頃に両親とともに来日した人や、日本で生まれ育った人たちが難民認定されない実態は問題です。

生まれる国や時代を選ぶことができる人はひとりもいません。たまたま難民という立場に置かれている人、日本に希望を抱いて来日した人、生活そのものが日本にある人たちを排除してよい正当な理由はひとつもないはずです。

2021年、入管法改悪が提案されましたが反対の世論が広がり、廃案に追い込みました。一人ひとりの声は小さくてもあきらめないことが大事です。インターネット署名やデモ、国会前抗議行動等、様々な形で意思を示していくことは大きな力になります。廃案に向けて取り組んでいきましょう。

6月議会の日程

6月 8日 (木)	定例会初日
6月 9日 (金)	代表質問
6月12日 (月)	一般質問
15日 (木)	一般質問
16日 (金)	一般質問
6月19日 (月) ~ 23日 (金)	委員会
6月30日 (金)	定例会最終日

傍聴はお気軽に

市役所5階の議会事務局に声をかけ、傍聴バッジをもらえばOK!
入退席も自由にできます

陳情・請願の議論は委員会、採決は最終日

分野によって委員会に付託され、委員が議論しますが、すべての議員の賛否は最終日に明らかになります。

国会前の抗議行動に参加 5/12



勝訴 東村山憩いの家 住民訴訟

「憩いの家」委託料の返還を大成と渡部市長に求める住民訴訟に対して、5月12日、東京地裁の判決が出ました。

東村山市は、2012年度~2017年度までの6年間、「憩いの家」の管理委託料を、受託業者である大成株式会社の言い値どおりに大幅に増額してきました。

また、防火管理者の不設置等を含む極めて重大な業務の不履行があるのに、委託料が全額支払われていました。

本判決では、市長の責任を明らかにしませんでした。また、憩いの家委託業務の運営のありかたについて疑問を提示したものの、談合ないし談合類似の事実を認めませんでした。このような判断はとても残念です。

判決では、「防火管理者の未設置を違法である」としました。不公正な行政が行われたことを明確にした判決は、重要であり、大成から東村山市に支払いを命じたことは大きな成果です。

一般的に、行政訴訟に勝訴するハードルは非常に高いそうです。裁判の傍聴や署名等、住民の声が勝訴を勝ち取る力になりました。

引き続きボランティア募集中

- ・チラシ配布
- ・宣伝でプラスターを持つ
- ・宣伝カーに乗る
- ・SNSのバナー作成
- ・ご自宅の壁などにポスターを貼る

ご協力いただける方は浅見みどりまで

